

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 16 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 16 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県民課)</p> <p>第 5 条 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>	<p>(県民課)</p> <p>第 5 条 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第 3 条第 1 項に規定する給付金に関すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 18 日から施行する。